

何分にも現在の予算の要求ができません。一昨年なり昨年の現実出ておきます。破産、和議、整理の事件を基準とせざるを得ないのでございまして、現在の、たとえて申し上げれば、会社の整理事件などは非常に利用価値が少いと申しますか、事件が少いのでございまして、予算の要求をやるという事は殆んどもう実績が出て来ない。でこの点はこちらのほうで予算の点をお考え頂ければ、私どものほうではそれに一緒に同調してお願いしたいと思つております。ただどうしても実績がはつきり出ないうちは、止むを得ないと思つております。実はこれも打明け話でございしますが、終戦後再建整備法関係の法令が随分出まして、終戦後の経済関係におきまして、いろいろな裁判所が興し、特別清算事件、或いは特別和議事件、いろいろ新しい事件が法律で制定されて、どの程度出るかわかりませんので、当時はかなり予算件数を上廻つて出して予算をとれたこともあります。ところが実績を見ますと、殆んど二、三件しか出ない、そういった事態もございまして、今度はまあそういったことから考えまして、実績を先ず作つてからのほうがいいのじやないか。実績を作るために実績の標本となる事件は、それでは結局十分な手当をしないでもられてしまふじやないか。この点は現在の裁判所の能力から申しまして、やり得るのじやないか。ただ事件が膨大に出て来れば別でありますけれども、只今の見通しではどの程度出るか、むしろ先ほど委員長が申されましたように、現在の破産、和議、整理の半分ぐらいということも

予想される。これは蓋をあけて見ますとわかりませんので、その代り準備態勢はもう少し整えて、いつでも試合に臨み得る態勢を整えて、そのほうの予算は十分頂いたらどうかというふうな考えでおるわけでありまして。

○丸尾 義典君 今、栗栖さんが見えておるから栗栖さんから一つ聞いて。○委員(栗栖 義典) 是は栗栖さん。○委員(伊東 修三) 委員外の私が発言を求めてお許しをして頂いてどうも有難うございまして。実は私長いこと病気をやりましたり、そのほか会社や何かのことで忙しうございまして、会社更生法案がこゝまで具体化しておるというのを実は知らなかつたのであります。先だつて或る財界と銀行の人々との会合に出まして、いろいろ銀行のうちの若干の人々は、この立案にも参画いたしましたということも承知いたしましたのでございまして。而してその折財界及び銀行の両方からいろいろな議論が出まして、結局まあ昔の關係から私に一言国会に代弁してもらつたら結構じやないか、こういううに申しますので、実は甚だ差出がましいとは存じながら本日推参した次第でありまして、どうか一つ聞いて頂きたいと思つてございまして。

この法案は全体としては非常に結構な法案である、この思ひの通りでありまして、元来私は長く銀行員として各種の事業の整理、即ち各種の事業に対する銀行の貸付金の整理をいたして参りまして、いろいろ苦勞に直面したことがあるのでもございまして。ところで若しその当時この法律が設けられておりましたならば、このように整理も非常に簡便に実行することができたろうと思

うことも少くないのであります。昭和二年のパニックの際、和議法で整理をいたしましたあの川崎造船所の問題なども若し当時の法律があつたならばもつと簡便に実行できたのではないかと、こゝろも考えておる次第でございしますが、併しこの際、是非五点でございまして、五つの点をお考えをお願いいたします。こゝろ思ひの通りでございます。そのうちの四つだけは、こゝろして頂いたならばなお上くなるのじやないか、こゝろして点であります。それから一点は、こゝろして再考をお願いせんと困るのだというのが一点であります。

極く、メモのようなのを書いておきましたけれども、その中で、一、二、三と五は、前に申しましたこともお考えを願つたならばなおよく円滑に行くのじやないか、こゝろ思ひの通りであります。それから四の点は、こゝろしてとで非常に困ることがあるのである。その点で御再考を願つて調整を、調和をとつて頂きたい、こゝろ申す点であります。

第一の点は、管財人を選任する範圍をもう少し広げて頂けないかという点であります。それから第二の点は、管財人が経営に参画いたしますので、その経営をいたす、このことについては、運転資金その他の資金、借入金が必要であります。これを或る種の条金を補足して頂きますれば、その借入金かという点であります。それから第三の点は、これはこの会社の経営を管理いたしまして生じた利益金の処分の問題についてであります。それから第五の点は、四はちよつと抜かします

が、第五の点は、いま少し社債権者との關係、殊に担保附社債との關係を連絡をとつてもらつたらいいのじやないか、こゝろいう点であります。それから第四に挙げましたのは、これは困るのだというの、抵当権の問題でありまして、第一の点は書いておきましたから、もう申上げなくてもいいと思つたのであります。経営までも管理ができるという事は、これは非常に結構な規定であると思つております。これは御案内と思つておりますが、明治三十八年にできました鐵道抵当法の中にあるだけでございまして、鐵道抵当法の場合には、二、三、実験した例もあると記憶いたしております。そのほかにはどうも十分ではなかつたのであります。でありますから工場財団の管理をする場合に経営にまで入るということができなくて非常に不便を感じたのであります。そこで経営にまで参画して頂くということは非常に結構だと思つたのであります。これは会社の整理はついで三月や四月でできるものではございせん。実は長くて四、五年もかかるものもあるし、少くとも一年や二年はかかるのであります。昭和二年のパニックの結果整理をいたしました多くの事業会社におきまして、どうしても早くて一年、長くて三、四年はかかるのであります。その間に事業経営をやつてボーイング・コンサートとしての会社の価値を維持すると同時に、利益を挙げて行くということは非常に結構なことであると思つたのであります。昭和十四年の会社の、つまり商法の改正のときに会社の整理なる規定が新たに設けられたのであります。こ

いうことで若干できるよになつておると思つたのであります。併し経営なる文字を使つて頂いたのは、この民事關係、殊に会社關係では初めてであると思つたので、非常に結構だと思つたのであります。併しその点から見て今度は管財人の選任される範圍を考へて見るということが起つて来ると思つたのであります。小さい事業の管理ならば管財人も要らんぐらいでありますけれども、大きな事業が管理に付せられることが非常に多いと思つたのであります。殊更その思ひの通りであります。そういう財人は一人の場合もあります。教人を選ぶ場合もあると認められておるうちに思ひの通りであります。教人選びました場合に於いては利害關係人のうちから一人だけはできる、こゝろいう点があると思つたのであります。併しこゝろをもう少し広げて頂けないものかと思つたのであります。これは会社の關係を見ますと、いろいろと、経営のうちでも營業關係、經理關係、それから技術關係と、非常に大きな部門に亘つており、工場のごときものも單に一カ所じやなしに敷力所或いは十を超えるような工場に跨がつておるような場合があるのであります。そうしましてこの管財人が経営を管理しまして、そして有効適切にやるにつきて、どうしても多数の従業員が入りませんとしないと、これは何にもならんことになるのであります。そこで使ひこなす人を入れるということになりますと、或いは技術と申しますか、技術であるならば、例えば日本鋼管でありますならば、あの鉄の穴をくつて、そしてパイプを作るや

第三は、そういうふうにして管理をなさいますといふと、管理の経費とか、それによつて直接に起る公租公課を差引きましてもなお利益金が残るわけでございます。これはこういうことがございます。実は神田銀行というのが受託しておりました後藤毛織の社債であります。岐阜にありまして今焼けてしまいましたが、驛の前であります。

しては預金の利息を払つて銀行をいたしておるのでありますから、どうも困りますというやうなことで、却つてこゝういうやうなことをすることに、よつて、抵当権者その他にも更生計画の同意を求めるやうに持つて行くこともできるのではないか、こゝういうやうに考える次第であります。

それから第四の点ですが、これは非常に大事な問題ですが、これは私は相

と思つてあります。それは、一般の多くの債権者、つまり今まで申したようなもの以外の無担保債権者は、原料を貸付けたり、原料を売渡した債権者である。或いは取引をして、その半製品を持込んだ債権者である。こういうふうに会社と特別の長い取引のある者が多いのであります。ところがそれは、見れば会社の設備その他の抵当権、担保権があつたことは当然である。つまりは、たゞの債権者ではない。たゞの債権者である。ところが会社

す。担保権の執行によつて弁済を受けることができないものについては、或いは和議債権者その他で救済を受けた例もあるであります。併し、私は別除債権者としてのお扱いを願いたいといふのではありません。ところが、会社等の整理、商法の会社の整理であります。が、これは佐藤長官も当時御関係になつたと思はれます。私も丁度委員補助として出ております。関係したものであります。殊に表割を持つて来た

そこに抵当権を執行いたしますときに、質賃をいたしまして質賃料のほか、に利益金の一部をもらつたのであります。そうすると相当の利益が出て来たるのであります。でありますからやはり経営管理をされますというとき、相当の利益が出て来ると思ふ。このものによるとと利益金の処分について、これは更生計画に入れて定めるところだけでありますして、何ら一応のよりどころがないように思います。併しこれは一応のよりどころを考えて頂く必要があるのではないかと、こういふふうに思つております。これは英米でもレシーバーの場合、マネージャーの場合に、やはり大体抵当権者ならば申立をしますが、

一前項ノ裁簡内ニ異議ヲ申出サリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス、四項に「異議ヲ申出テタル者アリタルキハ監督官庁ハ管理人ノ陳述ヲ聽キタル後之ヲ裁定ス此ノ裁定ハ終局トス」とあります。それから八十九条に「管理人ハ前条第二項ノ期間ヲ過キ又ハ前条第四項ノ裁定ヲ釋タル後ニ非サレハ抵当権者ニ対シ配当額ノ交付ヲ為スコトヲ得ス」というようにあるのであります。これは抵当権者が抵当権執行の形として強制管理をしたときの規定であります。こういうような大体その規定であります。こういう、而もその順位抵当権の種類によつて、而もその順位によつてそして差異を附け、或いは当事者が同意をした場合においては、そ

はなはだかと思ひます。それは、大きな会社で見ますと、大体抵当権を以て或いは担保権を以て借入れ、つまり債権者は多く社債等である、或いは社債の前貸として金融機関が参加しておるであります。これは適法に抵当権をとる。社債の場合には信託証書によつては大蔵大臣まで届出をし、物によつては認可を得てこの抵当権を設定し、社債を適法に発行しておるわけであります。而も抵当権の登記までしておるものであります。ところが社債は相当、或いは五年とか、場合によつては、私どもの経験では十五年という長いものがあります。その間には経済界の景気が

社がうまく行かなくなつたので、抵当権者が、まあ言葉が悪いですが、少し譲れというよりなことで、原則的に皆ストツプする、而も関係人集会を以ていう／＼多数決できめてしまひ、どういふことは本當に大きな問題で、戦争中といへども、私は極力私自身の経験から言つても反対をしたのであります私の経験を通してはいけませんけれども、いろ／＼な命令融資というよりなものがありまして、これは、臨時資金調整法、それから資金規正令、それから国家總動員法の或いは十二条でしたか十一條でしたか、あの命令について、も極力反対をしたくらいであります。

のであります。が、併し、あれを見ましても、どういふことが書いてある。あれでも、抵当権者に対して、競売の手続の中止とかその他の他をする場合には、債権者、つまり抵当権者です、一般の債権者、すべての債権者の一般の利益に適用し、且つそれらの競売申立人に不当の損害を及ぼす虞れないものと認めるときには、例外的に裁判所は競売手続の中止を命ずることができると。その中止も相當の期間を定めて競売手続の中止を命ずることができる、こうあるわけであります。私はあの委員会の末席に出ておりましたが、実例をいろいろの申上げたのであります。この精神は、まあいいと思ひますけれども、當

その抵当権者の順序によつて、順位によつて分けてゐるようであります。そして一般債権者に與えるものは與えるように出してゐるようでございます。そういうようなことを採擇用願つたらいいのじやないかと思うのであります。それは丁度日本には先例が、その法文はあるのであります。鉄道抵当法の中の八十七条にあるのであります。これだけがレシーバーが一番早く入つてゐるのであります。八十七条には「管理人ハ毎營業年度ノ終ニ於テ鐵道抵當財團ノ收入ヨリ順次ニ管理ノ費用、管

の順位を多少変えるとかいうようにして行かれたならば、この利益金の分配その他にも役立つのではないか、こういうふうに考える次第であります。こういうような点も考慮されませんというと、例えば私どもよく出会つた例であります、抵当権者として一億なら一億、五千万円なら五千万円の債権を持つわけあります。それを何とか歩みよつて、その更生の経営計画には御協力申上げましょう。併し利息なり何かは最低のところまではお払いを願ふんといふと、これはなか／＼こちらと

問題が起るというところもある。と思ひます。起つた場合において、抵当権者も 抵当権執行を、この更生の申立をしてから手続開始の決定があるまでの間は、大した問題はないのであります。が、開始決定があつてから、更生計画を立てて、抵当権を執行することをストップされる、これはひどいじやないか、而も原則的に全部ストップされる。ということは、特別の事情があれば止むを得ないが、原則としてはストップされる。これは私は非常な問題だ

定はありません。ところが平和になつたときに、それが一樣にストツプされる、特別の事情があつたというやうなことで、而も登記があつて、登記は当然すべきものであるであります。或いは動産である場合は占有されておるのであります。これが突然ストツプを命ぜられるということは、全く戦争中といえどもお探しになつてもない規定であります。どこにも実例がないのであります。破産、和議のときには別除債権者としての取扱ひを受けておりま

然原則的に皆ストップするのだという
他抵当権を附ける制度もないことにな
ります。これは非常な問題であるのであり
ます。戦争中といえども、ここで申し
て憚らないのは、戦争中といえども、
とういう乱暴なことは、私どもいろ
いろやつて来ましたが、一回もなな
いのです。ここは一つお考えを願いた
い。実例としてこれは一回もあつたこ
とがありません。併し大体抵当権者と
しても、何といひますか、競売をする

ときには景気のいいときでないのではありません。なか／＼買手がいないのであります。でありますから買手を他に探して、その競売代金を貸して上げて買取らすか、或いは一つの新しい会社を作つて、そうして買取らせる。そうして新しい会社を作つて買取らす場合には、買取るほう、或いは無担保債権者のうちで相当の希望者がある場合には、株を持たして一緒に参加してやつておるのであります。上毛モスリンの例もありません。後藤毛織の場合は貸付けて整理されたのであります。それでも、常に抵当権者が抵当権の執行を抜けておいて、一般債権者や会社を潰すというふうな考えは要らないのではないかと。大きなものについてはなかなかこれは努力が要る。それから金融機関をその手荒くすると、その他の社債権者にいたしましても、更生できるものまででなくなるのでありますから、お互いに歩み寄り、そこから更生計画を立てるべきだと思つてのではありません。そこでやはり私は抵当権者をすべてストップするといふのではなく、せめて商法の会社の整理にありまします。この会社の債権者の一般の利益に適合し、而も競売の申立をしておる者に不当な損害を及ぼさぬ場合には、一定の期間を定めてストップしていい、その間に計画を立てて協力して行く、こういうふうにおおせになるのがいいのではないかと思います。そうでなくてストップされましますと、抵当債務でありますから、その手荒くなさいましますと却つて怒らせてしまふ。すべてこういうことは互譲といふことでやらなければならぬと思ひます。調和

して行くよりなことに考えを改めて頂きたいのであります。これは原則としてストップするといふことは競争中でもないかつたといふことを強く申上げます。そうして今のような会社の整理のところにはあります。文官などを私は申上げるのではありませんが、そういう趣旨を入れて、そういう場合には当事者の納得の行くよりな、或いは抵当権者の納得の行くよりな程度において抱きかかえて適当に譲歩させて行く。そして例外的に同意をした場合には、会社の整理の場合には、やつて頂くという条件を満たす場合には、やつて頂くという条件を満たすといふのであります。この点は、私は競争中でもないことを受けた例は一回もありません。二十八年間銀行をやつておりました、ここに初めてこういうものを見るわけでありまします。これを一つ申上げておきたいと思ひます。

それから第五の点は社債の点であります。これは今少し社債権者との連絡をして頂きたいのではないかと思ひます。社債権者の場合、商法上の社債の場合でも個々に社債権者行使させたのでは非常に弱い、千円持つてゐるとか、或いは一万円持つてゐるだけの社債権者では非常に弱いのであります。そこでそれを結集して、一つの社債権者団体としてこの権利を主張するといふことが必要である。そのためには社債権者団体の意思を決定する機関として社債権者集會制度ができ、而も商法上の社債について無担保社債に就いて、いわゆる無担保社債の受託会社、募集の委託を受けた会社といふものをこしらえて、これがこの社債の償還を得るに必要な裁判所の裁判所外の一切の行為をなす権限を與えられるといふのであります。これが中心になつて初めてできるものであります。昔日本アルカリーの社債という問題が大正八年頃にあつたのであります。これは弱い点を適に行つて抜け駆けをして、社債を安く買つて来て、百円くらいずつ会社に高く売り付けて金を儲けたといふ例がありまします。こういうことをさすのはやはり面白くないのであります。この全体から見ると、全体の意向によつて動かす、それには幸いにも商法上の社債についても受託会社の制度があり、立派な権限が與えられる、受託会社は銀行又は信託会社でなければならぬといふことに信用の高いものにはつきり施行法によつてきまつたものでござりますからこれをもう少し活用されるほうが、この更生の計画をする話の相手にも非常に楽じゃないかと思ひます。

社債は記名のものは少いのであります。無記名であり、而も放してゐる間に転々流通して売られて行くのであります。まして、すべての社債権者を捉まえるといふことは到底できないのであります。それでたしか川崎造船所の一つの社債だけでも、あれは人は万人を超えておつたのではないかと記憶いたしております。或いは万人近いものじやないかと。或いはそれより一々集めたりしたつてしまふが、新聞に公告をお出しになりました。それで来手は少い、こういうふうになりまします。来る人も少いといふことになりまします。や、やはり受託会社中心主義にして更生の計画をおやりになるといふのではないかと、こう考える次第であります。

それから無担保社債については担保権といふものが受託会社に帰属いたしておりました。これは非常に受託会社の社債権者団体の結合が強くつておりました。受託会社の権限も強いし、単に社債の弁済を受けるに必要ない裁判所の裁判所外の行為をするといふ以外に、担保権を実行し弁済を受けるという義務まで負つたのであります。これはなほなお更のこと、この社債権者の意向をきめるためには、受託会社を通じておやりになるといふのではないかと。受託会社も何々をすることを得てありますけれども、得ては工合が悪いのではないかと、こう思つておりました。それからなお社債権者はこの更生に参加する者と、参加しない者と出て来る。この法案の規定によると、そういうものが出て来る、これは一体どうなりますか。担保社債でも、商法の社債でも決議をするのは法定上の規定があるものであります。それは何もできなくなるというところは、單に抵当権実行とか或いは支払の猶予、或いは和解をするとか、こういうふうな点をやると、できなくなるのじやありませんか。そこでやはり両方とも、殊に担保社債は強く受託会社中心に計画して行く、こういうことをおやりになるといいのではないかと思ひます。社債につきましても、大体引受会社、受託会社になるものは銀行、信託会社でありまします。これの線を外して占有しようとしたら、これの線を外して占有しようとしたら、その借入金に申上げましたような管財人の借入金にも支障を来たし、その点うまく行かないのではないかと、こう思ひ次第でございます。

○委員(伊藤修君) 何か政府の関係者に御意見はございませぬか。
○委員(伊藤修君) 私はよく知つておりますから、別に……
○委員(伊藤修君) 今の第二の費用調達若しくは資金調達の管財人の手形発行、これは外国ではどういふふうになつておりますか。
○委員(伊藤修君) 外国の見本は明日差上げてもよいと思ひます。サードパーティーと言ひまして、一種の有価証券であります。手形のようのものであります。それを銀行が割引をしまして、そして更にそれは再割引のきくようになつておりました。文官はここに一部だけ抜いて来ましたが、全部、全部ございせんから……
○委員(伊藤修君) それじやあつて資料を頂きたいと思ひます。
○委員(伊藤修君) これは外国の場合を日本にすぐ入れるといふことは、ちよつとむづかしいかと思ひますが、せめてスタンブール形、その他貿易のL/Cと同じくらしいまで持つて行つて、これは確実なものだといふこと

を知らずことで行つたらしいのではな
いかと思つてゐる次第であります。

○委員(伊藤修) 本法の一番の欠
は、立派な法律ができたとしても、お金
の裏付けがきちつともない。裁判所はそ
ういふことは縁の遠いものですから、
どうしても金の裏付けをしなければ、
これは実行できないのです。

○委員(伊藤修) スタンプ手形は、法的
根拠があるのですか。

○委員外議員(栗栖勉夫君) スタンプ
手形は二つあります。戦争中のスタン
プ手形と前のそでないものとありま
す。法的と言いますか、法律という意
味ではなしに、大蔵省が指令でやつた
り、或いは臨時資金調整法に基いて
連の取扱ひ方をきめて、それを発表し
てやらしたり、それから日銀が優先し
て割引、或いはこれは的確な手形とし
て面倒を見る、こういうことをきめて
行きてゐる、発表すれば、それで行わ
れるわけでありまして、ここでは少く
も私はそういう手形の記載事項の所に
簡単に管財人の印を押さすくらいにし
て頂きたいのではないかと、こう思
つております。これは或いは施行令か
細則でもできると思ひます。その程度
で十分だと思ひます。

○委員(伊藤修) そうすると、臨時資金
調整法の中に、何か法的に記載は……

○委員外議員(栗栖勉夫君) それは記
載はありませぬ。

○委員(伊藤修) 特別にそれに対して優
先権を與えるのでなく、ただわかり
いというだけですか。

○委員外議員(栗栖勉夫君) いや優先
権を……つまり手形はここで申請し
ますが、証券ですからその記載事項に
よつて取引してゐるわけでありませ

それを一見してそうだとするのがわか
れたいわけでありませぬ。

○委員(伊藤修) だから形式だけでなく
実質を伴う特権があるわけですか、そ
ういふのは。

○委員外議員(栗栖勉夫君) それはつ
まりなにかがありまして、共益債権と
して優先に弁済を受けるといふのがあ
ります。例えば、よくありますが、あ
れは会社がよつとまう行かない、
だからこの手形は取りのけなければい
かんじやないか、こういうふうに銀行
でも、日銀でも、敏感ですから用心し
ます。ところがそれを見るときに、管
財人の印を押した手形だ、それならこ
れは優先に保護されておるのだからい
いのではないかと……

○委員(伊藤修) それでいいのですが、
あなたの言われる仮にこの法案中に、
特殊な效力を與えることをこれに規定
するのには、実法でなくては……

○委員外議員(栗栖勉夫君) 私はそれ
でもいいと思ひます。ただ優先の点が
請求権とありますが、法文のあれを何
か借入金その他の請求権くらいして置
いていいかも知れませぬ、銀行とか何
とかいうのはよく知りませぬから。そ
れから施行規則の細則の中には、手形
を發行するについては、必ず裁判所の
同意を求めるとか何とか、こういうこ
とをさして確実なものだということに
しておかなければいかんと思ひます。

○委員(伊藤修) だから本法では
基本的な管財人がそういう優先的支払
を受け得る手形を發行できるといふこ
との、明らかに根拠を與える必要があ
るわけですね。

○委員外議員(栗栖勉夫君) それはあ
の中でも、管財人は業務の執行で以て

これはできると思ひますが、特に明示
してもらへばそれは非常に違ふと思ひ
ます。

○委員(伊藤修) それはいわゆる
共益債権として優先弁済を受けられる
ということになれば、金融業者として
も安心してその手形を割引できると思
うのでありますが、ただ管財人だけで
振出した場合には、なか／＼内容を説
いて聞かせなければ、銀行では首肯し
ないのです。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうで
す。これはこういうことをならして行
くのは、やはり一年もかかるかも知
れませぬが、金融市場へ……併しそ
ういふ方法があれば、これは念のため
の規定であつて、必ずしも必要ではな
いかも知れませぬ。そうすれば非常に
早く……

○委員(伊藤修) やつぱり日本人
は法的根拠がないと心配しますから
ね。今の現行法でも發行はできと思
ひますけれども、その割引率が低いで
すね。

○委員外議員(栗栖勉夫君) そうで
す。

○委員(伊藤修) それから第四点
の担保権のストップの問題ですね。基
本債権は仰せの通り結構だと思われ
るのですけれども、利息債権はどうで
すか。

○委員外議員(栗栖勉夫君) 利息債権
は私どもの例では抵当権を實行すると
競売法で二年となつております。とこ
ろがまあ大体一年くらいというのが普
通でございます。ところがそれはその
中に入れてそういうことができると思
ひます。最終の期限が来て、社債が払
われなかつたか、借入金支払われな

という場合でなしに、この信託証書と
か、その他の金銭消費貸借契約の中に
特約を入れて、会社更生の申立があつ
たときには、期限の利益を失うという
特約を入れる、そういう場合には皆期
限が来ます。この場合のことが多かる
と思ひます。この場合は我々でもう
まくやれば、今度は支払猶余の決議を
しまして、八十七条とか八十六条なん
かで、そうしてなお残存期間だけはそ
のままやつて行く。或る場合には金利
を七分であつたものを五分にまける、
ものによつては四割電車が三分五厘に
まけた、そんなこともやれる。或
いは法律上一応二年間は優先に弁済が
受けられますけれども、併しそれを譲
歩せよというようなことは、これはで
きると思ひます。

○委員(伊藤修) これは銀行でも
或る程度までは御承願願するのです
ね。

○委員外議員(栗栖勉夫君) それから
そのときに一番大事なことは、私が
申し上げるのはどうかと思ひますけれ
ども、日本銀行とか、どこかの銀行の人を
管理委員に入れることです。實際もや
つておる。そうすればこれは非常に円
満に行くと思ひます。それからもう
一つ私が思ひますのは、これはここで
申上げるまでもないと思つたのです
が、これは速記をとめて……

○委員(伊藤修) 速記をとめて下
さい。

○委員(伊藤修) 速記を始めて下
さい。それではこの際一つ参議院の法
制局長の御意見を伺いたいと思ひま
す。私が伺ひたいのは、従来破産
法、和議法、整理法と整理に関する各

法律が出ておるのですが、そこへ本法
が、特殊な法律が今度施行されるとい
う場合において、これらとの關係です
ね、率直に申せば、本法は整理も含ん
でおる更生経営手続ですが、法律が重
複しやしないかという点に關して、そ
の他本法に何かいろいろな差支えが
あるというような点がありましたら、
御指摘願ひたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) 私一個人的
に考えますれば、会社の整理、特別
清算、破産法上の強制和議とか、或
いは和議法の任意和議というような規定
を、これを十分運用すれば、この法律
は果して要るかどうかというところに多
少の疑問があるのではありませんが、ま
あ何か屋上屋のやうな気がちよつとい
います。少くとも会社の整理なんとい
うもの等については、これがあればむ
しろ会社法のほかから除いてしまふは
うが、法律關係がすつきりしていいの
ではないかというふうに漠然と考へて
おります。そこで私が憲法上心配に考
へるのは、この法律によりまして、整
理計画を立てて、そうして多数決によ
つて、まあ少数者の反対にかかわらず
その者の権利を奪つて消滅せしめてし
まうという建前になつておるのであり
まして、これも本當を言へば、いろ
いろ憲法上の多少の疑義があると思ひ
ますが、これはまあ現在破産法上の強
制和議及び和議法の和議の場合でも、
多数決によつて少数者の権利の譲歩を
強制するといふことになつております
から、先例もありませんので、この点は
それほど憲法上、憲法違反になるかど
うかといふことは、先例もあることで
すからなんでもありますが、併し只今も
問題になりましたように、抵当権とか

質権を持つてゐるいわゆる更生担保権者については、これは上ほど考えなきやならんのではない。破産法でもそれから和議法でも、強制和議の場合でも、すべて今まではこれは別除権を與えて、これだけのもう非常に優遇されておつたのであります。即ち担保権を持つてゐるので、担保権さえ握つておれば、会社が破産しようがどうなるやうが、殆んど自分は安泰な地位にあるわけで、担保権のない債権者は、会社を破滅せしめては自分の債権が実効を認められない虞れがあるから、これはいろいろ和解的な譲歩をするといふことがありますが、抵当権とか質権を持つて十分担保されておるものは、これはもう國外に立つて別除されるべきものなんでしょうが、それをこの法律じや更生手続に引ずり込んであるわけなんです。これを中に入れて、場合によつてはその権利の或る部分を強制的に譲歩せしめるといふことは多少問題ではないかと思ひます。先例をいたしましては、その特別和議法といふやうな、これは私が民事局長のときこしらへたのであります。これは担保権者といへども和議債権者に入れておるのであります。この法律はもう御承知のように、戦時補償打切りに基づいて、各種の再建整備法、金融機関等の再建整備法と一環を成す特別措置法でありまして、これをやらなと、財界が破綻に瀕するといふふうなことで、殊に又その時分にはまだ旧憲法の時代でありまして、法律を以てすれば何でもできるやうな状態であつたので、ここに先例があるからと言つて、今度の中に特別担保権者を強制的に譲歩せしむるといふのは如何かと思ひます。そ

の点、それから又この手続は開始があらまずと、公告をするのであります。届けてない債権者は、全部権利を消滅せしむることになつております。これは非常に例のないことであります。和議法でも、強制和議でも、多数決によつて債権は半分にされますが、そこに参加しなかつた者でも、半分というふうには打切られまされども、全然なくなつてしまふことではないのであります。この法案ですと、届出しない参加しない者は、もうまる／＼消滅してしまふといふ非常に大膽な規定であります。又そのほかに普通の和議法或いは強制和議で一旦譲歩いたしましたも、その後会社が、会社と申しますが、債務者が不誠意で、この條件を履行しない場合は、譲歩を取消することができたり、或いは和議そのものを取消すことができるのであります。この法律にはそれもなし、結局一旦更生計画が認可されますと、その後実行しなかつても何の救済の方法がないといふことになつて、債権者の権利が相当強制的に剝奪されておる、この点がやはり憲法問題に多少なるのではないかと、これを非常に恐れておるわけなんです。その点が憲法上多少の疑義ありと思ふ点であります。

それからいまだ一つの点は、裁判所に非常に裁量的な権能を與えておるものを拾つて見ますと、たくさんあります。これが果して裁判官がそういう能力と言つては失礼でありますけれども、そういうことをやうやくやるか知らんというところが非常に危懼され、或いは又裁判所の書記官等が或いは財産を評価したり何かしてありますが、こういうこともやれるのかどうか。或いは又裁判官が、例えば或る組の同意が得られないやうな場合でも、計画を修正したりして認可するといふやうな裁量を持つたり、或いは普通ならば清算から除外されるであらうと思はれるやうな債権者を除外してしまふ、更生計画から外してしまふといふやうな裁量権を持つておる。その他いろいろこれに類するやうな、裁判所の裁判官が果してそういう能力があり得るかどうかといふ疑念を持たれるやうな條文が上ほどあるやうに見えます。それが第二点、第三点といつたしまして、計画に基いていろいろなことをやる。定款変更とか、營業の譲渡とか、或いは取締役等の変更とか、資本の減少とか、新株発行、社債の発行、合併、解散、新会社設立といふやうなことは、すべて商法の規定にかかわらず、殊に商法の株主総会とか、或いはその他の取締役の決議、そういうものにかかわらず、定款の規定にもかかわらず、法令にかかわらず、やつてしまふ。これは私はこの企業再建整備法等で、先ほど申しました戦時補償打切りの場合に、旧債を拂上つて第二会社を作つたり何かした場合には、こういう非常な措置をやつた例があります。これを将来の恒久法といふと思ひます。これを将来の恒久法として、そういう例外的な規定をやつて行こうといふことは、折角会社法といふものを作つて、会社全体の規律をきめておるのに、この会社法だけに特別な措置を認めて、殊に例えは社債なんかやるのには一定の制限があるのであります。ところが、こういうものの規定にかかわらず、社債が発行できるといふたやうな、ほかの公的な考慮から出てお

る、商法の規定も無視してやれるやうになつております。これは会社としは法の下に平等でない取扱を受けることになるのではないかと、いふふうに思ひます。それから最後に、だから殆んど会社法のむづかしい規定を適用しないで、計画でどん／＼やつてしまふことになると、或いは八百長的に会社法のいろいろな規定を免れるために、こういう整理をやつてそのあれをやるといふことも考えられます。又逆に債権者のほうでその債権届出をして、それから債権の調査をやつて異議がないといふことになれば、債権表に記載して、これによつて確定判決と同一の効力を持ちますから、その確定判決を待つてから、今度はよく計画の決議のときに反対して、更生計画がない、でた判決を簡単にやるといふことに利用される虞れはないかといふこともちよつと疑問になります。それと又逆に、会社のほうで計画を認可して、それから、債権者の債権を譲歩して、またつて、それからあと利用しないことになりまして、先ほど言ひましたやうに、取消しといふやうなことはあります。取消しといふやうなことはあります。それから、半分になつた債券でまけてもらつて得をするといふやうなことで、会社のほうから悪用されはしないかといふたやうなことが多少心配になるわけでありまして、なお個々の規定についてはいろいろありますが、大きな点については心配と思はれる点を述べたのであります。併しまあこれは司令部等においても非常に推奨してあるやうであります。今栗栖さんも言われたやうに、これによつて非常に財界の役に立つといふことであれば、趣旨においては非常に結構ではないかと思ひます。

○鬼丸義壽君 今日では実は私もこれから急に総会があつて待つておりますから、二人がいなくなるとあなた一人になりますから……

○委員長(伊藤修君) それでは栗栖さんの発言許可はこの前たしかお諮りしてあつたかと思ひますので、若しお諮りしてなかつたら今日お諮りして御承認を得たものとしてよろしくございませう。

それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時三十三分散会